

令和2年4月9日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言による保育所（園）の利用について（お願い）

令和2年4月7日（火）、本市は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

保育所（園）の利用については、下記のとおり国の通知に基づき、保育の規模を縮小した上で開所（園）することといたします。

お子さま、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和2年5月6日（水）まで

2 お預かりする対象となるご家庭・・・（保育の規模を縮小することによるもの）

- ・医療従事者
  - ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者
  - ・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- など、どうしても家庭での保育が困難な場合に限り受け入れる。

3 保育料

4月8日（水）以降、家庭保育の要請期間中に登園しなかった場合の保育料については日割り計算し、徴収額の減額を行います（具体的な手続き等については、後日お知らせいたします）。

4 その他

※開所時間につきましても変更があるかもしれません。

※給食調理が不可能になった場合は、昼食は家庭からのお弁当になる場合があります。

※詳細は保育所（園）と相談をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- ・家庭保育のお願いに関すること  
子ども家庭局保育課 582-2412
- ・保育料に関すること  
子ども家庭局幼稚園・こども園課 582-2550

## 緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願い

北九州市長 北橋 健治

「新型コロナウイルス等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が福岡県に発令されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けては、この1か月間、全国民をあげて、その行動を見直していくことが必要です。今までに経験したことのない大変厳しい状況のなか、爆発的な感染拡大を抑止するためには、今がまさに正念場です。

そこで、保育所や放課後児童クラブをご利用の皆さんにお願いがあります。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を避ける必要があるとされています。

このことから、北九州市といたしましては、施設における「3密」を避け、感染拡大を防止するため、医療従事者、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合など、どうしても家庭での保育が困難な場合に限りお子さんの受け入れを行うこととしました。

各施設では、施設の職員の方々が、懸命に子ども達を見守ってくれています。

また、医療関係者など、最低限の社会生活を維持する上で必要な職に従事している方々が仕事を続けるためには、保育所や放課後児童クラブの機能を維持する必要があります。

さらに、家庭で保育していただくことは、子ども達を感染から守ることに繋がります。

市民の皆さんには、大変なご負担をお掛けしますが、事態の早期終息のために、苦渋の決断をさせていただきました。引き続き、感染拡大防止のため、全力を尽くしてまいります。1日でも早く、平穏な日常生活が戻るよう、市民の皆様と一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。